2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一～九　略］			
十　衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第二号第5	別表第二号の二第8	
十一　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第二号の三第1		
十二　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第二号の三第2		
十三　アマチュア局	別表第二号の三第3		

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

［表略］

［2　略］

（工事落成期限の延長）

第十一条　法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号

四　予備免許の年月日及び予備免許通知書（第十条の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号

五　工事落成の期限

六　希望する延長期限及び延長する理由

2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一～九　同上］			
十　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局	［同上］	［同上］	
十一　人工衛星局及び宇宙局	別表第二号第6	別表第二号の二第8	
十二　簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第二号の三第1		
十三　パーソナル無線	別表第二号の三第2		
十四　［同上］	別表第二号の三第3		
十五　［同上］	別表第二号の三第4		

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

［表同上］

［2　同上］

（工事落成期限の延長）

第十一条　法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行なうものとする。

［新設］